①新アジアトラベル　②第三種旅行業　③千葉県知事登録旅行業　第３－766号　④新アジアトラベル　千葉県柏市布施新町二丁目23番13号　小林清英　⑤本社営業所　千葉県柏市布施新町二丁目23番13号　⑥平成19年１月29日　⑧平成28年12月31日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県柏市布施新町二丁目23番13号　小林清英

Ｂ　①株式会社ガーデンビュー　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－489号　④株式会社ガーデンビュー　長野県北安曇郡白馬村大字北城6376番地１　代表取締役　齋藤隆徳　⑤グリーンバレーガーデン　長野県北安曇郡白馬村大字北城12867－222　⑥平成18年12月18日　⑧平成23年12月18日　⑩300万円　⑪長野県知事　⑫東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目20番17号　株式会社エッグエデュケーショナルインテリジェンス　代表取締役　齋藤隆徳

Ｂ　①株式会社写易　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5866号　④株式会社写易　東京都千代田区神田佐久間町三丁目33番地　代表取締役　佐藤恒雄　⑤本社旅行事業部　東京都千代田区神田佐久間町３－33三井田ビル２Ｆ　⑥平成19年２月１日　⑧平成29年２月１日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田佐久間町三丁目33番地　株式会社写易　代表取締役　佐藤恒雄

Ｃ　①株式会社三洋旅行　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2600号　④株式会社三洋旅行　大阪市都島区友渕町２丁目13番34号　代表取締役　香山道宣　⑤都島営業所　大阪市都島区友渕町２丁目13番34号　⑥平成23年３月１日　⑨平成25年５月30日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市都島区友渕町２丁目13番34号　株式会社三洋旅行　代表取締役　香山道宣

Ｂ　①エスエストラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2622号　④有限会社白梅産業　大阪市中央区上町一丁目21番３号　代表取締役　杉下史朗　⑤本社営業所　大阪市中央区上町一丁目21番３号　⑥平成23年11月30日　⑧平成28年11月18日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区大手前一丁目５番63号　東税務署長財務事務官　山崎正雄

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年３月１日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社福島ユニバーサル　②第３種旅行業　③福島県知事登録旅行業第３－215号　④株式会社福島ユニバーサル　伊達市月舘町布川字三淀ケ入65番地　代表取締役　浦住秀一　⑤本社営業所　伊達市月舘町布川字三淀ケ入65番地　⑥平成８年５月７日　⑦平成29年１月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社山鹿旅行センター　②第３種旅行業　③熊本県知事登録旅行業第３－195号　④有限会社山鹿旅行センター　山鹿市山鹿479番地３　清算人　古川俊一　⑤本社営業所　山鹿市山鹿479番地３　⑥平成15年11月19日　⑦平成28年11月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社アバンティ・ウエスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2471号　④株式会社アバンティ・ウエスト　大阪市北区豊崎三丁目６番11号　代表取締役　横治克行　⑤本社　大阪市北区豊崎三丁目６番11号エイトビル５Ｆ　⑥平成20年８月12日　⑦平成29年１月23日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社鳥海ツーリスト　②第２種旅行業　③秋田県知事登録旅行業第２－61号　④株式会社鳥海ツーリスト　由利本荘市鶴沼28番地の５　代表取締役　谷口正勝　⑤本社営業所　由利本荘市鶴沼28番地の５　⑥平成３年10月１日　⑦平成29年２月３日　⑧220万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 29 年３月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社七井　②東京都知事(1)94348　③代表取締役　本橋茂昌　④東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目35番12号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目35番12号　有限会社七井　代表取締役　本橋茂昌